

郡山市・一般社団法人郡山薬剤師会 禁煙支援薬局事業実施要領

令和2年10月20日制定

令和5年1月16日一部改正

1 概要

禁煙を希望する者等（以下「禁煙希望者等」という。）が薬局で禁煙に関する相談ができる体制を構築し禁煙支援を推進する。

(1) 一般社団法人郡山薬剤師会は、郡山市と相互に連携・協力し、禁煙支援薬局の実施・運営を推進する。

(3) 禁煙支援薬局の薬剤師は、禁煙希望者等へ禁煙方法や禁煙補助剤の使用法、必要に応じて禁煙治療を行う医療機関の紹介など禁煙相談を実施する。

2 目的

喫煙は、がんや慢性閉塞性肺疾患(COPD)、虚血性心疾患、脳卒中等の生活習慣病の危険因子となり、喫煙者本人だけでなく、受動喫煙によりたばこを吸わない周囲の人の健康にも影響を与えることから、郡山市では「第二次みなぎる健康生きいきこおりやま21」（2018年3月策定）のもと、禁煙支援及び喫煙・受動喫煙防止に取り組んでいる。

禁煙支援の取組として、薬局が禁煙について気軽に相談できる窓口として登録し、禁煙希望者等が禁煙に取り組むことができるよう薬剤師が支援することにより、喫煙による健康への影響を防止し、併せて市全体の喫煙率の低下を図る。

3 現状及び目標

(1) 成人の喫煙率 目標値（第二次みなぎる健康生きいきこおりやま21）

項目	現状値(2016年)	目標値(2022年)	国 目標値(2022年)
成人の喫煙率	15.60%	10%	12%

<現状値：2016年度健康づくり市民アンケートより>

(2) 禁煙支援薬局登録 目標値（単位：力所）

項目	登録数
2020年度	40
2022年度	100

4 実施主体

郡山市・一般社団法人郡山薬剤師会

(以下 郡山市を「市」、一般社団法人郡山薬剤師会を「薬剤師会」という。)

5 対象薬局

薬剤師会会員が在籍する薬局

6 支援対象者

禁煙希望者及びその家族、薬局を利用する喫煙者等

7 各機関の役割

(1) 市

- ・禁煙支援薬局について広く市民に周知する。
- ・薬剤師会と連携・協力し、禁煙支援薬局の資質向上のための研修会の開催、その他の施策を講ずるものとする。

(2) 薬剤師会

- ・禁煙支援薬局の登録申請の取りまとめ及び登録管理を行う。
- ・禁煙支援薬局について広く市民に周知する。
- ・市と連携・協力し、禁煙支援薬局の資質向上のための研修会の開催、その他の施策を講ずるものとする。

(3) 禁煙支援薬局（薬剤師）

- ・禁煙希望者等への禁煙相談（禁煙方法や禁煙補助剤の使用法、必要に応じて禁煙治療を行う医療機関の紹介等）
- ・禁煙支援薬局を利用する喫煙者及び喫煙者の家族等への情報提供
- ・受動喫煙防止や禁煙推進を目的とした地域住民へ啓発活動

8 登録要件

指定研修を受講した薬剤師が在籍する薬局であること。

指定研修を受講した薬剤師が不在となった場合は、薬剤師会に登録の取下げを届け出るものとする。

9 実施方法

以下の方法で実施する。(別紙 フロー図参照)

(1) 禁煙支援薬局の登録申請・登録変更

禁煙支援を実施しようとする薬局は、禁煙支援薬局登録（変更）申請書(様式1)により、薬剤師会に登録の申請をする。なお、登録は更新を妨げない。

また、登録後、禁煙支援薬局の登録内容に変更等が生じた場合は、禁煙支援薬局登録（変更）申請書（様式1）を薬剤師会に申請する。

(2) 禁煙支援薬局の登録・ステッカーの交付

薬剤師会は、(1)により禁煙支援薬局の登録をした場合は、当該禁煙支援薬局にステッカーを交付する。

(3) 禁煙支援薬局の取下げ

登録を取り下げる場合は、禁煙支援薬局登録取下げ届（様式2）によりステッカーを添えて薬剤師会に提出する。

(4) 報告

禁煙支援薬局は、禁煙相談を実施した実績を市及び薬剤師会の求めに応じ、実施報告書（様式3）により薬剤師会に提出する。

10 登録期間

(1) 登録期間は全ての禁煙支援薬局において、登録年度より2年後の年度末までとする。

(2) 登録期間満了時の更新については、当該登録期間内において、別途市及び薬剤師会が指定する研修を受講していることを条件とし、更新期間満了までに薬剤師会又は禁煙支援薬局から終了の申し出がない場合に登録期間を2年間延長する。

(3) (2)において、やむを得ない事情により研修の機会が得られない場合においては、市及び薬剤師会と協議のうえ登録機関を延長できる。ただし、その場合には、市及び薬剤師会は禁煙支援薬局に対し、必要な情報の提供や助言等の支援に努める。

11 費用

禁煙支援薬局の禁煙相談に対しての費用補助は行わないものとする。

12 その他

上記に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。